生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮した世帯に対し、福祉・保健の関係部署や関係機関と連携しながら最低生活の保障と自立支援を行っています。また、援助の方法は、金銭とサービス・物資によるものがあります。

１　事務係

　生活保護業務に付随する各種支払い及び生活保護債権の徴収事務等を適正に執行します。また、戦没者遺族等の援護事務を行います。

**戦没者遺族援護事業**

戦没者の遺族を援護するために国債の交付をします。

（令和６年３月末現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 第30回 戦没者等の妻に対する特別給付金 | 2件 |
| 第11回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 | 690件 |

２　生活支援係

　生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づき、福祉・保健の関係部署や関係機関と連携しながら、それぞれの世帯の事情に対応した自立を支援します。

（１） 生活保護制度

ア　生活保護の種類

最低生活の保障をするにあたっては、次のような種類（扶助）ごとに必要な援助が行われます。

ただし、扶助は最低必要限度の範囲内での援助となっており、制限があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 生活扶助 | 衣食、光熱水費など日常生活の費用 |
| 住宅扶助 | 家賃など住まいにかかる費用 |
| 教育扶助 | 義務教育にかかる費用 |
| 医療扶助 | 医療機関に受診する際にかかる費用 |
| 介護扶助 | 介護サービスなどを利用する際にかかる費用 |
| 生業扶助 | 就職・高等学校就学等にかかる費用 |
| 出産扶助 | 出産の際にかかる費用 |
| 葬祭扶助 | 葬祭のための費用 |
| その他 | おむつ代・家屋の修理費・小中学校に入学するときの準備金など |

イ　被保護人員・被保護世帯数の推移　（各年度３月31日現在）

※保護率は％で計算したものです（保護率＝保護人員÷管内人口×100）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 戸塚区 | | | | 横浜市 | | | |
| 人　口  （人） | 保護世帯（件） | 保護人員（人） | 保護率（％） | 人　口  （人） | 保護世帯  （件） | 保護人員  （人） | 保護率（％） |
| 令和  ３年度 | 283,597 | 2,996 | 3,964 | 1.40 | 3,766,056 | 55,259 | 69,098 | 1.83 |
| 令和  ４年度 | 283,152 | 3,034 | 3,976 | 1.40 | 3,765,271 | 55,557 | 69,008 | 1.83 |
| 令和  ５年度 | 282,565 | 3,064 | 3,991 | 1.41 | 3,764,961 | 56,016 | 69,115 | 1.84 |

ウ　被保護世帯の世帯類型別推移（保護停止中の世帯を除く）　　　　　　　 （単位：件）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 障害者世帯 | 傷病者世帯 | その他世帯 | 合計 |
| 令和３年度 | 1,481 | 189 | 554 | 214 | 550 | 2,988 |
| 令和４年度 | 1,503 | 177 | 577 | 214 | 551 | 3,022 |
| 令和５年度 | 1,485 | 162 | 610 | 238 | 565 | 3,060 |

エ　相談・申請受理・開始・廃止件数推移

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 面接相談 | 実数（件） | 1,785 | 1,364 | 1,436 |
| 対前年比（％） | 95.6 | 76.4 | 105.2 |
| 申請受理 | 実数（件） | 575 | 541 | 590 |
| 対前年比（％） | 123.7 | 95.3 | 109.0 |
| 職権保護 | 実数（件） | 1 | 7 | 3 |
| 対前年比（％） | 50 | 700 | 42.8 |
| 開始 | 実数（件） | 488 | 470 | 483 |
| 対前年比（％） | 111.4 | 96.3 | 102.7 |
| 廃止 | 実数（件） | 404 | 441 | 447 |
| 対前年比（％） | 114.8 | 111.1 | 101.3 |
| 申請受理率（％） | | 32.2 | 40.1 | 41.0 |
| 開廃差（開始－廃止） | | 84 | 21 | 36 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※対前年比は小数点第二位を切捨て

オ　生活保護費（法定分）支出額推移　（医療費を除く）　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 生活扶助費 | 住宅扶助費 | 教育扶助費 | その他 | 合計 |
| 令和３年度 | 2,103,246 | 1,340,118 | 22,768 | 170,851 | 3,636,983 |
| 令和４年度 | 2,109,266 | 1,360,025 | 23,188 | 186,313 | 3,678,792 |
| 令和５年度 | 2,118,799 | 1,375,228 | 22,064 | 194,138 | 3,710,229 |

（２） 生活困窮者自立支援制度

ア　相談・申込み件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 延べ相談件数（件） | 新規相談件数（件） | 支援申込者数（人） | 支援終結者数（人） |
| 令和３年度 | 1,425 | 963 | 594 | 919 |
| 令和４年度 | 1,184 | 514 | 97 | 115 |
| 令和５年度 | 547 | 386 | 125 | 91 |

※令和４年度までの相談内容としては、住居確保給付金に関わるものが最も多く、次に就労支援に関わるものが多く寄せられましたが、令和５年度は就労支援に関する相談が最も多く、次いで家計に関わる相談が多くなりました。令和４年度まではコロナの影響による社会福祉協議会の特別貸付と連動しての相談が多く、貸付や住宅確保給付金の給付終了による支援終結者数が多い状況でした。社会福祉協議会の貸付も終了し、住宅確保給付金の申請件数も減少、それ以外の支援は長期化しており支援終結者数が減少しています。

イ　生活困窮者自立支援制度の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 住居確保給付金 | 失職や休業、減収により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失する恐れのある者に対し、就職活動を支えるため、賃貸住宅の家賃相当分を有期で支給します。 |
| 生活保護受給者等就労自立促進事業 | ジョブスポットを活用し、ハローワークと連携しながら一般就労に向けた支援を行います。 |
| 就労準備支援事業 | 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を現場実習活動などにより、計画的かつ一貫して支援します。 |
| 就労訓練事業 | ただちに一般就労が困難と思われ、一般就労に就く前に本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要がある者に対し就労訓練の場をマッチングし訓練中もフォローします。 |
| 家計相談支援事業 | 家計支援計画を策定し、「家計管理」「収納管理」「滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援」「債務整理に関する支援」「貸付制度の活用」などを行います。 |
| 一時生活支援事業 | 住居喪失者に対し、衣食住を提供する事業です。その後の生活のため必要な支援も行います。 |
| 寄り添い型  学習支援事業 | 生活保護世帯や生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ中学生・高校生等を対象に、学習支援・社会体験の提供等を行います。 |

（３）寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯及び生活困窮状況にあるなどの養育環境にあり、支援を必要とする家庭に育つ中学生・高校生等に対して学習支援や社会体験の提供を実施し、将来の進路選択の幅を広げるとともに、貧困の世代間連鎖を防止し、将来自立した生活を送れるように支援します。

ア　委託事業者

　　　　　　公益財団法人　横浜ＹＭＣＡ　（委託期間　令和５年４月１日から令和６年３月31日）

イ　延べ参加人数

2,061人

　　　ウ　延べ実施回数

372回

（４）ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談

※Ｒ４年度から名称が「若者専門相談」と変更となりました。事業内容には変更ありません。

ひきこもり、不登校、無業などの困難を抱える若者やその家族を対象に、若者の自立支援を行っている南部地域ユースプラザの職員が、区役所で相談をお受けします。

ア　対　象

ひきこもり等の困難を抱える市内在住の15歳から39歳の方とその家族

イ　相談日

原則毎月第２・４水曜日 13:30～16:30

ウ　延べ相談人数

40人

　　　エ　実施回数

24回